

定 款

社会福祉法人浅沼福社会

社会福祉法人浅沼福社会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人浅沼福社会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県中津市1436番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しては、無報酬とする。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任又は解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- 4 貸借対照表、収支計算書及び財産目録の承認
- 5 定款の変更
- 6 残余財産の処分
- 7 基本財産の処分
- 8 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、理事長が必要であると判断した場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に示す事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行うものとする。
 - (1) 監事・理事の解任
 - (2) 監事・理事の選任
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の任期)

- 第16条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第20条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任命する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(招集)

第24条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第25条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

2 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決する事ができない。

- 3 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1)大分県中津市字殿町1436番1所在の若草こども園 敷地(496.99 平方メートル)
- (2)大分県中津市字殿町1436番3所在の若草こども園 敷地(362.38 平方メートル)
- (3)大分県中津市字殿町1437番2所在の若草こども園 敷地(664.70 平方メートル)
- (4)大分県中津市字殿町1437番9所在の若草こども園 敷地(196.02 平方メートル)
- (5)大分県中津市字殿町1437番10所在の若草こども園 敷地(60.95 平方メートル)
- (6)大分県中津市中殿町3丁目17番1所在の中殿こども園 敷地(1,075.12 平方メートル)
- (7)大分県中津市字殿町1436番地3,1436番地1,1437番地2,1437番地9
1437番地10所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき2階建 若草こども園 一棟
(1階395.85㎡、2階397.30㎡)
- (8)大分県中津市字殿町1436番地3,1436番地1,1437番地2,1437番地9
1437番地10所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 倉庫 (45.00㎡)
- (9)大分県中津市中殿町3丁目17番1所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき2階建
中殿こども園園舎 一棟 (1階214.13㎡、2階218.12㎡)
- (10) 大分県中津市中殿町3丁目17番地1所在の木造かわらぶき平屋建 中殿こども園園
舎 一棟 (148.01㎡)
- (11) 大分県中津市中殿町3丁目17番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 倉庫
(22.50㎡)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第28条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上及び評議員総数の過半数以上の同意を得て、中津市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、中津市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行

う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第29条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第30条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(予算)

第32条 この法人の予算(事業計画書・収支予算書)は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(決算)

第33条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(附属明細書を含む)は、毎会計年度終了後2カ月以内に理事長において作成し、監事の監査を受けてから、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、定時評議員会に提出し、事業報告についてその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 この法人の次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

4 会計の決算上繰越金を生じた時は、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、中津市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を中津市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の広告は、社会福祉法人浅沼福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に記載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員、評議員は次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	浅沼健士
理事	中島裕子
理事	小倉喜八郎

理事	西川 保
理事	二田和明
理事	浅沼正義
監事	福田誠一
監事	馬場正人

この定款は、平成24年3月24日から施行する。

附則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

この定款は、平成26年3月24日から施行する。

この定款は、平成27年2月21日から施行する。

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、4名以上とする。